

大分県人権教育・啓発推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、大分県人権教育・啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、人権尊重の理念について県民の理解を深め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、事業を実施する。

- (1) 人権に関する総合的な教育・啓発及び広報
- (2) 人権に関する教育・啓発についての調査及び研究
- (3) 人権に関する教育・啓発についての情報の収集及び提供
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する別表第1に掲げる団体等をもって組織する。

2 協議会には、会長及び委員を置く。

3 会長は、生活環境部を担任する副知事をもって充てる。

4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職を代行する。

6 協議会事務局を大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課内に置く。

7 事務局長は、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長をもって充てる。

(総会)

第5条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、会長が招集し、その議長となる。

3 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の事業報告及び収支決算
- (2) 協議会の事業計画及び収支予算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 前項の規定にかかわらず、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって委任された代理人は、出席者とみなす。

6 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(幹事会)

第6条 幹事会幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、協議会の目的を達成するために必要な事項について協議、検討するため、必要に応じて開催する。

3 事務局長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(経費)

第7条 この協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金は、別表第4に定める額とする。

(会計年度)

第8条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(書類及び帳簿)

第9条 協議会には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(2) その他必要な書類及び帳簿

(決算及び監査)

第10条 この協議会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、通常総会において会長が指名する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成14年5月30日から施行し、平成14年度事業から適用する。
ただし、別表第4負担金は平成15年度から適用し、平成14年度の負担金は、なお従前の例による。

2 大分県同和問題啓発推進協議会規程は廃止する。

附 則

この規約は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年6月8日から施行する。

別表第1 構成団体等

団 体 等 名
大分地方法務局
大分労働局
大分県
大分県教育委員会
大分県市長会
大分県町村会
大分県市町村教育長協議会
全市町村
大分県商工会議所連合会
大分県商工会連合会
大分県中小企業団体中央会
大分県経営者協会
大分経済同友会
大分県農業協同組合中央会
大分県森林組合連合会
大分県漁業協同組合
日本労働組合総連合会大分県連合会
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
一般財団法人 大分県私学協会
公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会
有限会社 大分合同新聞社
大分県体育連合会
NHK大分放送局
株式会社 大分放送
株式会社 テレビ大分
大分朝日放送 株式会社
株式会社 エフエム大分

別表第2 協議会委員

団 体 等 名	職 名
大分地方法務局	局 長
大分労働局	局 長
大分県市長会	会 長
大分県町村会	会 長
大分県市町村教育長協議会	会 長
大分県生活環境部	部 長
大分県教育委員会	教 育 長
大分県商工会議所連合会	会 長
大分県商工会連合会	会 長
大分県中小企業団体中央会	会 長
大分県経営者協会	会 長
大分経済同友会	代 表 幹 事
大分県農業協同組合中央会	代表 理 事 会 長
大分県森林組合連合会	代表 理 事 会 長
大分県漁業協同組合	代表理事組合長
日本労働組合総連合会	
大分県連合会	会 長
社会福祉法人	
大分県社会福祉協議会	会 長
一般財団法人 大分県私学協会	理 事 長
公益社団法人	
大分県人権・部落差別解消教育研究協議会	会 長
大分県保育連合会	会 長
有限会社 大分合同新聞社	代表取締役社長
NHK大分放送局	局 長
株式会社 大分放送	代表取締役社長
株式会社 テレビ大分	代表取締役社長
大分朝日放送 株式会社	代表取締役社長
株式会社 エフエム大分	代表取締役社長

別表第3 協議会幹事

団 体 等 名	職 名
大分地方法務局	人権擁護課長
大分労働局	総務部総務課長
大分県市長会	事務局長
大分県町村会	事務局長
大分県生活環境部	人権尊重・部落差別解消推進課長
大分県教育委員会	人権教育・部落差別解消推進課長
大分県商工会議所連合会	専務理事
大分県商工会連合会	専務理事
大分県中小企業団体中央会	専務理事
大分県経営者協会	専務理事
大分経済同友会	事務局長
大分県農業協同組合中央会	総務企画部長
大分県森林組合連合会	参 事
大分県漁業協同組合	専務理事
日本労働組合総連合会大分県連合会	副事務局長
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	事務局長
一般財団法人 大分県私学協会	事務局長
大分県保育連合会	事務局長

別表第4 負担金

区 分	年負担金（千円）
大 分 県	2, 3 0 9
大 分 市	8 9
別 府 市	7 2
中 津 市	6 4
日 田 市	6 4
佐 伯 市	6 4
臼 杵 市	4 0
津 久 見 市	2 4
竹 田 市	2 4
豊 後 高 田 市	2 4
杵 築 市	3 2
宇 佐 市	5 6
豊 後 大 野 市	4 0
由 布 市	3 2
国 東 市	3 2
姫 島 村	9
日 出 町	2 4
九 重 町	2 4
玖 珠 町	2 4
団体（個別企業を除く）	9